

●建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料一覧

令和7年4月1日 施行

申請の区分		評価方法 ※1	手数料の額 (単位: 円)			申請単位		
			新規計画	変更計画	軽微変更証明			
複数建築物の性能向上計画認定を受けた「他の建築物」の場合・共同住宅等の共用部分のみ の申請であって共用部分を評価しない場合	一戸建ての住宅 (人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないもの)		性能基準・仕様基準・誘導仕様基準 ※4	5,000	3,000	1,000	戸	
	一戸建ての住宅以外の住宅 (右欄の額を合算 ※2)	住戸部分の判定に係る戸数 (区分単位: 戸)	1	性能基準・仕様基準・誘導仕様基準 ※4	5,000	3,000	1,000	件
			2以上 ~5以下		10,000	6,000	3,000	
			6以上 ~【注1】		17,000	10,000	5,000	
	共用部分の床面積の合計※3 (区分単位: m ²)		(~ 300以内) 【注2】	標準入力法	10,000	6,000	3,000	
	その他の部分の床面積の合計 (区分単位: m ²)		(~ 300以内) 【注3】	標準入力法・主要室入力法・モデル建物法	10,000	6,000	3,000	
住宅以外の建築物の床面積の合計 (区分単位: m ²)		(~ 300以内) 【注3】	標準入力法・主要室入力法・モデル建物法	10,000	6,000	3,000	件	
その他の場合 (一般的な申請はこちら)	一戸建ての住宅 (人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないもの)		性能基準	37,000	19,000	9,000	戸	
			仕様基準・誘導仕様基準 ※4	18,000	9,000	4,000		
	一戸建ての住宅以外の住宅 (右欄の額を合算 ※2)	住戸部分の判定に係る戸数 (区分単位: 戸)	1	性能基準	37,000	19,000	9,000	件
				仕様基準・誘導仕様基準 ※4	18,000	9,000	4,000	
			2以上 ~5以下	性能基準	75,000	38,000	19,000	
				仕様基準・誘導仕様基準 ※4	35,000	18,000	9,000	
			6以上 ~【注1】	性能基準	106,000	55,000	27,000	
				仕様基準・誘導仕様基準 ※4	51,000	27,000	13,000	
	共用部分の床面積の合計※3 (区分単位: m ²)		(~ 300以内) 【注2】	標準入力法	118,000	60,000	30,000	
	非住宅部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分の床面積の合計 (区分単位: m ²)		(~ 300以内) 【注3】	標準入力法・主要室入力法	246,000	124,000	62,000	
				モデル建物法	94,000	48,000	24,000	
	工場等の用途に供する部分の床面積の合計 (区分単位: m ²)		(~ 300以内) 【注3】	標準入力法・主要室入力法・モデル建物法	20,000	11,000	5,000	
住宅以外の建築物 ※5	非住宅部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分の床面積の合計 (区分単位: m ²)		(~ 300以内) 【注3】	標準入力法・主要室入力法	246,000	124,000	62,000	
				モデル建物法	94,000	48,000	24,000	
	工場等の用途に供する部分の床面積の合計 (区分単位: m ²)		(~ 300以内) 【注3】	標準入力法・主要室入力法・モデル建物法	20,000	11,000	5,000	

- ※1 仕様基準又はモデル建物法は、住戸全体又は非住宅全体を当該基準で評価する場合にのみ適用可能です。
- ※2 各区分のうち該当部分がない場合 (0 m²) は、当該区分の額を加算する必要はありません。
- ※3 共同住宅等の共用部分を評価しない場合は、当該区分の額を加算する必要はありません。
(※共同住宅等の共用部分のみの申請であって共用部分を評価しない場合を除く。)
- ※4 一戸建ての住宅又は共同住宅等の場合で、仕様基準により評価を行う場合は、「建築物省エネ法(仕様基準により確認申請内で審査するもの)の確認申請手数料一覧」を御確認ください。
- ※5 「工場等以外」と「工場」の複合用途の場合は、各々の床面積で算出した金額の合計金額とします。(ただし、当該合計金額が全体を「工場等以外」として算出した金額を超える場合は、全体を「工場等以外」として算出した金額とします。)